

令和6年度地下水質調査結果について

1 概況調査

(1) 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため、全県を4キロメートル四方に区分し、山間部を除く151メッシュ（群馬県99、前橋市13、高崎市18、伊勢崎市9、太田市12）の井戸について、地下水質の調査をしました。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

実施主体	調査井戸数	調査項目	調査実施時期
群馬県	97	A項目（注1）	10～12月
	47	B項目（注1）	
	23	C項目（注1）	
	19	D項目（注1）	
	9	E項目（注1）	
	2	鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（定点方式）	
	10	要監視項目（注2）	
前橋市	13	28項目（注3）	11月
高崎市	18		
伊勢崎市	9		
太田市	12		

（注1）県が実施する97井戸（定点方式除く）では、過去の結果等を勘案し、対象物質を5段階に区分して調査しています。

一つの井戸で複数の項目を調査することもあります。5段階の区分は次のとおり。

【A項目】 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、六価クロム、鉛、砒素

【B項目】 カドミウム、ほう素、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和）

【C項目】 四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、クロロエチレン、ベンゼン

【D項目】 セレン、1,4-ジオキサン、全シアン、総水銀、アルキル水銀（総水銀が検出された場合のみ）

【E項目】 PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

（注2）要監視項目とは、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）。

（注3）28項目とは、A～E項目の物質のすべて。

(3) 調査結果

調査を実施した151本の井戸のうち、1井戸で砒素が、20本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。この他の調査項目で環境基準の超過はありませんでした。

○ 令和6年度地下水質概況調査環境基準超過一覧

・ 砒素

（環境基準：砒素 0.01 mg/L）

通番	メッシュ番号	所在地	濃度(mg/L)
1	99	中之条町大字西中之条	0.053

- ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準値：10mg/L）

通番	メッシュ番号	所在地	濃度 (mg/L)	通番	メッシュ番号	所在地	濃度 (mg/L)
1	62	渋川市中郷	13	11	22	高崎市井手町	12
2	63	渋川市中郷	25	12	28	高崎市下滝町	27
3	66	渋川市北立花町八崎	20	13	37	伊勢崎市下触町	11
4	76	藤岡市本郷	18	14	38	伊勢崎市国定町一丁目	16
5	93	安中市郷原	18	15	40	伊勢崎市八寸町	12
6	117	沼田市利根道具	12	16	48	太田市六千石町	19
7	30	桐生市新里町新川	32	17	49	太田市上強戸町	36
8	135	大泉町大字仙石	12	18	51	太田市新田市野井町	27
9	136	邑楽町大字狸塚	12	19	54	太田市矢場町	11
10	17	高崎市下室田町	14	20	57	太田市内ヶ島町	23

(参考) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過状況

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
調査実施数	151	151	151	105	88	88	151	151	151	151	151	151
基準超過数	39	42	36	29	12	17	29	27	23	33	33	16
超過率 (%)	25.8	27.8	23.8	27.6	13.6	19.3	19.2	17.9	15.2	21.9	19.9	10.6
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
調査実施数	150	151	151	151	150	151	151	151	151	151	151	151
基準超過数	14	17	27	24	22	20	21	24	11	21	15	20
超過率 (%)	9.3	11.3	17.9	15.9	14.7	13.2	13.9	15.9	7.3	13.9	9.9	13.2

2 継続監視調査

(1) 調査の概要

概況調査等により地下水の汚染が明らかになった地域について、継続的に監視を行うための調査です。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

測定機関	汚染地区			計	調査時期
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	揮発性 有機化合物等	重金属等		
群馬県	16	12	3	31	9月、12月
前橋市	5	6	—	11	10月
高崎市	2	4	—	6	10月
伊勢崎市	3	3	3	9	8月、11月、2月
太田市	1	—	—	1	11月
計	27	25	6	58	

(3) 調査結果

揮発性有機化合物及び重金属等の項目では、5地区7井戸（全14地区31井戸）で環境基準値の超過が確認されました。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目では、14井戸（全27井戸）で環境基準値の超過が確認されました。

なお、複数年にわたり環境基準を達成している地区については、随時、調査を終了します。

3 井戸の所有者に対する指導

環境基準を超える値が検出された井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました。

4 地下水の水質保全のための主な取り組み

工場・事業場については、有害物質の地下浸透防止のための構造等に関する基準において、立入検査による指導を行っています。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、次のような取り組みを実施しています。

ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

ウ 生活排水関係

「群馬県汚水処理計画」に基づき、地域の実情に即した汚水処理施設の整備を進めています。